

## 公益財団法人警察育英会奨学規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人警察育英会定款（以下「定款」という。）第4条第1号及び第2号の事業を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 本会の事業の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、警察官の職務に協力援助した者（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）及び同法の委任に基づく条例の適用を受けて災害給付の決定のあった者に限る。以下「協力援助者」という。）及び警察職員のうち、次に掲げる者の子、孫及び弟妹であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び同法第97条又は第103条の規定により置かれる大学院を除く。以下「小学校等」という。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校（小学校等又は専修学校に準ずるものとして理事会が認定したものに限る。以下同じ。）に在学し、品行方正かつ学術優秀でありながら、経済的理由により修学が困難と認められる者とする。

- (1) 協力援助者にあつては、災害を受けて死亡した者又は災害を受けた者で、療養の開始後1年6月を経過した日以後において治っていないとき警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号）別表第1に定める1級から3級までの傷病等級に該当する状態の存するもの若しくは治ったとき同規則別表第2に定める1級から8級までの等級に該当する障害の存するもの
- (2) 警察職員にあつては、公務上の災害若しくは通勤による災害により死亡した者又は災害を受けた者で、療養の開始後1年6月を経過した日以後において治っていないとき国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第12条の2の規定に基づき人事院規則で定める第1級から第3級までの傷病等級に該当する障害の状態の存するもの又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の2第1項の規定に基づき総務省令で定める第1級から第3級までの傷病等級に該当する障害の存するもの若しくは治ったとき国家公務員災害補償法第13条第2項の規定に基づき人事院規則で定める第1級から第8級までの障害等級に該当する状態の存するもの又は地方公務員災害補償法第29条第2項の規定に基づき総務省令に定める第1級から第8級までの障害等級に該当する障害の存するもの

- 2 前項の子、孫及び弟妹は、協力援助者又は警察職員の負傷若しくは死亡の原因である災害の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日において、主としてその収入により生計を維持していた者（協力援助者又は警察職員が当該災害を受けた後出生したこれらの者の子を含む。以下「被災者の子弟」という。）に限る。

(奨学の内容)

第3条 奨学の内容は次のとおりとする。

- (1) 大学、高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学する奨学生及び特別支援学校の高等部に在学する奨学生並びに専修学校に在学する奨学生には、学資金を給与する。
- (2) 前号に掲げる学校以外の学校に在学する奨学生には、学用品代を給与する。
- (3) 第1号及び前号の規定により学資金又は学用品代を給与される学校に入学した奨学生には、入学一時金を給与する。
- (4) 各種学校に在学又は入学した奨学生に対する奨学の内容は、前3号の規定に準じて理事会で定める。

(奨学給付の期間及び額)

第4条 学資金又は学用品代の給与（以下「奨学給付」という。）の期間は、正規の最短期間とする。

- 2 前項の期間中における奨学給付の額は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は高等専門学校4年若しくは5年の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生
  - ア 国立及び公立の学校に在学する者  
月額 25,000 円の学資金
  - イ 私立の学校に在学する者  
月額 30,000 円の学資金
- (2) 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部若しくは高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程若しくは一般課程に在学する奨学生
  - ア 国立及び公立の学校に在学する者  
月額 16,000 円の学資金
  - イ 私立の学校に在学する者  
月額 24,000 円の学資金
- (3) 前2号に掲げる学校以外の学校に在学する奨学生  
月額 10,000 円の学用品代
- (4) 各種学校に在学する奨学生  
前3号の規定に準じて理事会で定める額

3 前項の規定にかかわらず、傷病等級者又は障害等級者の奨学生に対する奨学給付の額及び次条に規定する入学一時金の額は、奨学生選考委員会の審議を経て、理事長が別に定める。

4 国内の社会情勢が著しく悪化したことによりすべての奨学生に対して緊急に経済的支援を行う必要があると認められる場合、理事長は、奨学生に対し緊急支援一時金を支給することができる。この場合において、理事長は、奨学生への緊急支援の必要性及び財政状況等を総合的に勘案して、緊急支援一時金の支援対象及び支給額を決定するものとする。

(入学一時金の額)

第5条 入学一時金の額は、次のとおりとする。

(1) 大学若しくは専修学校専門課程に入学した奨学生又は高等専門学校4年に進級した奨学生

100,000 円の入学一時金

(2) 前号の学校を除く小学校等又は専修学校の高等課程若しくは一般課程に入学した奨学生

50,000 円の入学一時金

(3) 各種学校に入学した奨学生

前2号の規定に準じて理事会で定める額

(奨学生願書等の提出)

第6条 奨学生志望者は、本会宛の奨学生願書に在学する学校の在学証明書及び被災者の子弟であることを証明するに足りる資料を添えて提出するものとする。ただし、奨学生志望者が大学、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらに準ずるものとして理事会が認定した各種学校以外の学校に在学する者である場合には、これらの申請に必要な書類の提出は、その者の父母その他その者を事実上保護している者（以下「保護者」という。）が行うものとする。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を奨学生志望者（奨学生志望者が前条ただし書きの規定に該当する場合は、その保護者）に通知する。

2 前項の規定は、第14条に規定する奨学給付の休止及び停止、第15条に規定する奨学給付の復活並びに第16条に規定する奨学給付の廃止の決定を行う場合に準用する。

(奨学生選考委員会の組織及び運営)

第8条 奨学生選考委員会は、委員6人で組織する。

2 委員のうち2人は理事の中から、4人は学識経験者の中から理事会の議決に基づき理事長が委嘱する。

- 3 委員のうち1名を委員長とし、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、選考委員会を代表し、議長としての職務を行う。
- 5 委員会の議決は、3分の2以上の委員が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成がなければ成立しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、あらかじめ委員の全員の承諾があった場合は、書面により議決することができる。この場合においては、当該議事について、全委員の3分の2以上の委員の賛成がなければ議決は成立しない。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(奨学給付の開始の時期)

第9条 奨学生に対する奨学給付は、次の各号に掲げる月から開始する。

- (1) 協力援助者が災害を受けて死亡した場合は、災害の認定を受けた日の属する月の翌月から、警察職員が公務上の災害若しくは通勤による災害（以下「公務災害等」という。）を受けて死亡した場合は、その災害の認定を受けた日の属する月の翌月から給与する。
  - (2) 協力援助者が災害を受けて負傷し、又は疾病にかかり第2条第1項第1号に定める傷病等級又は障害等級（以下「傷病等級等」という。）の決定のあった場合は、災害の認定を受けた日の属する月の翌月から、警察職員が公務災害等により負傷し、又は疾病にかかり、第2条第1項第2号に定める傷病等級等の決定があった場合は、公務災害等の認定を受けた日の属する月の翌月から給与する。ただし、災害の認定又は公務災害等の認定を受けた日から障害等級の決定された日の期間が2年を超える場合は、障害等級の決定された日以前2年以内の間、第2条第1項に定める小学校等、専修学校又は各種学校に在学していた期間に限り、遡及して給与する。
- 2 前項に定める方法によりがたい事由がある場合は、奨学生選考委員会の審議を経て、理事長が決定する。

(奨学給付及び入学一時金の給与の方法)

第10条 奨学給付は、7月、10月、1月及び3月に行うものとする。

- 2 入学一時金の給与は、給与される学校又はこれらに準ずるものとして理事会が認定した各種学校に入学した後、初めての奨学給付と同時に行うものとする。
- 3 奨学給付及び入学一時金の給与は、奨学生又は保護者に送付又は送金して行うものとする。

(受領書の提出)

第11条 奨学給付又は入学一時金の給与を受けた場合には、奨学生又は保護者は、直ちに受領書を提出しなければならない。ただし、当会から奨学生又は保護者の預金口座に

直接送金した場合は、この限りでない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第12条 奨学生又は保護者（奨学生が第6条ただし書きの規定に該当する場合に限る。

第13条第4号を除き、以下同じ。）は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第13条 奨学生又は保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学又は退学したとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 保護者が変わったとき

(4) 奨学生又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学給付の休止)

第14条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学給付を休止する。

2 奨学生の学業又は素行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学給付を停止することがある。

(奨学給付の復活)

第15条 前条の規定により奨学給付を休止若しくは停止された奨学生又は保護者が、その理由が止み、疎明資料を添えて願い出たときは、奨学給付を復活することがある。

(奨学給付の廃止)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、在学学校長の意見を求めて奨学給付を廃止することがある。

(1) 傷病などのために学業を全うする見込みがなくなったとき

(2) 学業成績又は素行が不良となったとき

(3) 奨学給付を必要としない理由が生じたとき

(4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

(奨学給付等の辞退)

第17条 奨学生又は保護者は、いつでも奨学給付及び入学一時金の給与の辞退を申し出ることができる。

(進学又は転学の届出)

第18条 奨学生が進学又は転学したときは、奨学生又は保護者は、在学証明書を添えて直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第19条 奨学生が死亡したときは、保護者は、速やかに届け出なければならない。

(奨学生の指導)

第20条 当会は必要に応じ、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(改正)

第21条 この規程の改正は、奨学生選考委員会の諮問を経た後、理事会の議決を得て行うものとする。

(実施細目)

第22条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。